

道路占用料新旧対照表(令和8年4月1日改定)

占 用 物 件		単位	新単価(円)		旧単価(円)	
			1等地	2等地	1等地	2等地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,300		2,300	
	第2種電柱		3,500		3,400	
	第3種電柱		4,700		4,600	
	第1種電話柱		2,100		2,000	
	第2種電話柱		3,300		3,200	
	第3種電話柱		4,600		4,500	
	その他の柱類		180		180	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	20		19	
	地下電線その他地下に設ける線類		18		17	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,000		1,900	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	790		770	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,700		2,600	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,100		1,000	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	11,000		10,000	
	その他塔類	占用面積1㎡につき1年	11,000		10,000	
	その他のもの		2,600		2,600	

占 用 物 件				単位	新単価(円)		旧単価(円)	
					1等地	2等地	1等地	2等地
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの			長さ1mにつき1年	55		54	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの				79		77	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				120		120	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				160		150	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				240		230	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				320		310	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				550		540	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの				790		770	
	外径が1.0m以上のもの				1,600		1,500	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	22		21	
			その他のもの		40		38	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,600		1,500	
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	1,300		1,300	
			地下に設けるもの		790		770	
	その他のもの			占有面積1㎡につき1年	2,600		2,600	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1㎡につき1年	2,600	1,800	2,600	1,800

占 用 物 件			単位	新単価(円)		旧単価(円)	
				1等地	2等地	1等地	2等地
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	A×	0.002	A× 0.002	
		階数が2のもの		A×	0.003	A× 0.003	
		階数が3以上のもの		A×	0.004	A× 0.004	
	上空に設ける通路			5,500		5,000	
	地下に設ける通路			3,300		3,000	
	その他のもの			2,600		2,600	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1月	1,100		1,000
令第7条第1号に掲げる物件	電柱、標識その他これらに類する施設に添加する広告		表示面積1㎡につき1年	7,600		7,100	
	突出看板			7,600	5,300	7,100	5,000
	その他の広告			11,000	7,700	10,000	7,000
	標識		1本につき1年	1,600		1,500	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000	7,700	10,000	7,000
		その他のもの		5,500	3,900	5,000	3,500
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	2,600		2,600	
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	A×	0.014	A× 0.014	
令第7条第4号に掲げる工事用施設	仮囲、足場及びオーバブリッジその他の工事用施設		占有面積1㎡につき1月	1,100		1,000	
	乗入施設及び上空に設ける保安施設			550		500	
令第7条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	1,100		1,000	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1月	260		260	

占 用 物 件			単位	新単価(円)		旧単価(円)	
				1等地	2等地	1等地	2等地
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	A×	0.005	A× 0.006	
	上空に設けるもの			A×	0.009	A× 0.010	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A×	0.002	A× 0.002	
		階数が2のもの		A×	0.003	A× 0.003	
		階数が3以上のもの		A×	0.004	A× 0.004	
	その他のもの			A×	0.013	A× 0.014	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1㎡につき1年	A×	0.005	A× 0.006	
	その他のもの			A×	0.004	A× 0.004	
令第7条第10号に掲げる自動車駐車施設	建築物		占有面積1㎡につき1年	A×	0.010	A× 0.010	
	その他のもの			A×	0.004	A× 0.004	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	A×	0.005	A× 0.006	
	上空に設けるもの			A×	0.010	A× 0.010	
	その他のもの			A×	0.014	A× 0.014	
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡につき1年	A×	0.013	A× 0.014	